

令和4年度

年次報告

公害等調整委員会

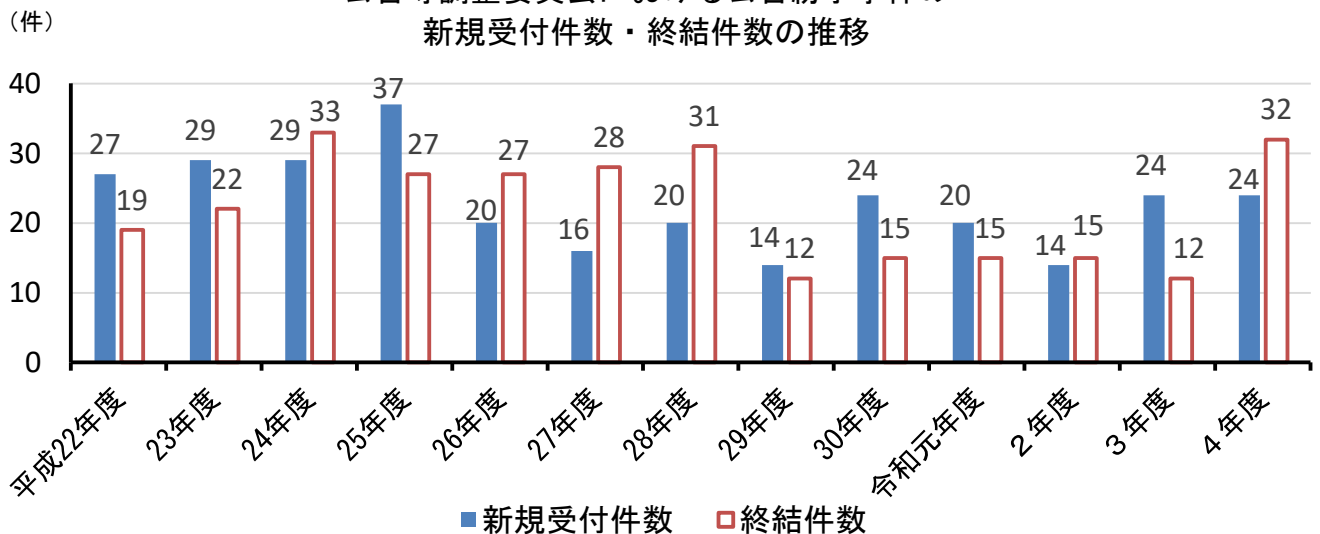
この報告書は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）
第 17 条の規定に基づき、公害等調整委員会の令和 4 年度（令和 4 年
4 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで）の所掌事務の処理状況を国会に対
して報告するものである。

公害紛争の処理状況

➡ P 1 ~ 8

令和4年度	【係属】 72件	〔うち【繰越し】 48件 【新規受付】 24件〕	【終結】 32件
うち裁定事件	【係属】 68件	〔うち【繰越し】 47件 【新規受付】 21件〕	【終結】 30件

公害等調整委員会における公害紛争事件の
新規受付件数・終結件数の推移



公害紛争の近年の特徴

➡ P 9

① 都市型・生活環境型の公害紛争

飲食店等の事業施設の運営や老朽建物の建替・宅地造成工事等に起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音、悪臭、振動など身近な生活環境被害を訴える事件が目立つ。

② 裁定事件の割合が高い

令和4年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割

③ 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和4年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約6割

係属中の事件例 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

【申請人】：東京都など7都府県の住民153人

【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社

【申請理由】：

- 申請人ら（東京都など7都府県の「自動車NO_x・PM法対策地域」に居住する住民153人で、公害健康被害補償法の認定を受けていないもの）が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人たる自動車メーカー7社が、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造・販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであるため。
- 被申請人国（代表者環境大臣）は、自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、申請人らに上記被害を生じさせているため。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計1億5300万円の支払

【事件の処理経過】：

裁定委員会を設け、関係者多数のため、あらかじめ複数回の期日を指定し、大人数収容可能な会場を確保の上、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

終結した事件例 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

【申請人】：埼玉県新座市の住民6人

【被申請人】：東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社

【申請理由】：被申請人の運営する入浴施設からの騒音により、精神的苦痛を受けているため。

【調停を求める事項】：

(1) 被申請人は、騒音※について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講ずること。

※ ①露天風呂からの人の声等、②露天風呂のテレビや滝の音、③北側室外機の音、④入浴施設のBGMや店内放送、⑤排水・排気の音、⑥車のアイドリング音、⑦夜間工事の騒音

(2) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

【事件の処理経過】：

○ 調停委員会を設け、専門委員を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するとともに、調停期日を7回開催

○ 第8回調停期日において、調停が成立し、本事件は終結

(注) 申請人からの調停申請は、埼玉県知事に対して行われ、申請を受けた埼玉県知事が、県際事件として、連合審査会の設置について東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、公害等調整委員会に移送された事件

都道府県・市区町村との連携

⇒ P 18～22

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
 令和4年度 【係属】 69件

{	うち【繰越し】 40件	}
	【新規受付】 29件	

 【終結】 31件
- ② 都道府県・市区町村への支援
 公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等ブロック会議等において情報交換・意見交換を実施
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
 令和3年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約7万4千件

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 24～26

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
 令和4年度 【係属】 2件

{	うち【繰越し】 2件	}
	【新規受付】 0件	

 【終結】 2件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答
 令和4年度 【係属】 14件

{	うち【繰越し】 7件	}
	【新規受付】 7件	

 【終結】 11件

終結した事件例 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字 ひじまがり 臂曲地内の
 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

【申請人】 : 採石業者
 【処分庁】 : 山形県知事
 【原処分】 : 処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施

【事件の概要】 : 申請人は、原処分は違法なものであるとして申請

【事件の処理経過】 :

裁定委員会を設け、専門委員を選任するとともに、審理期日を9回開催するなど手続を進め、令和4年6月23日付けで、申請人の申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

【参考】 公害等調整委員会の概要

1 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

2 委員構成

・ 委員長1名、委員6名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

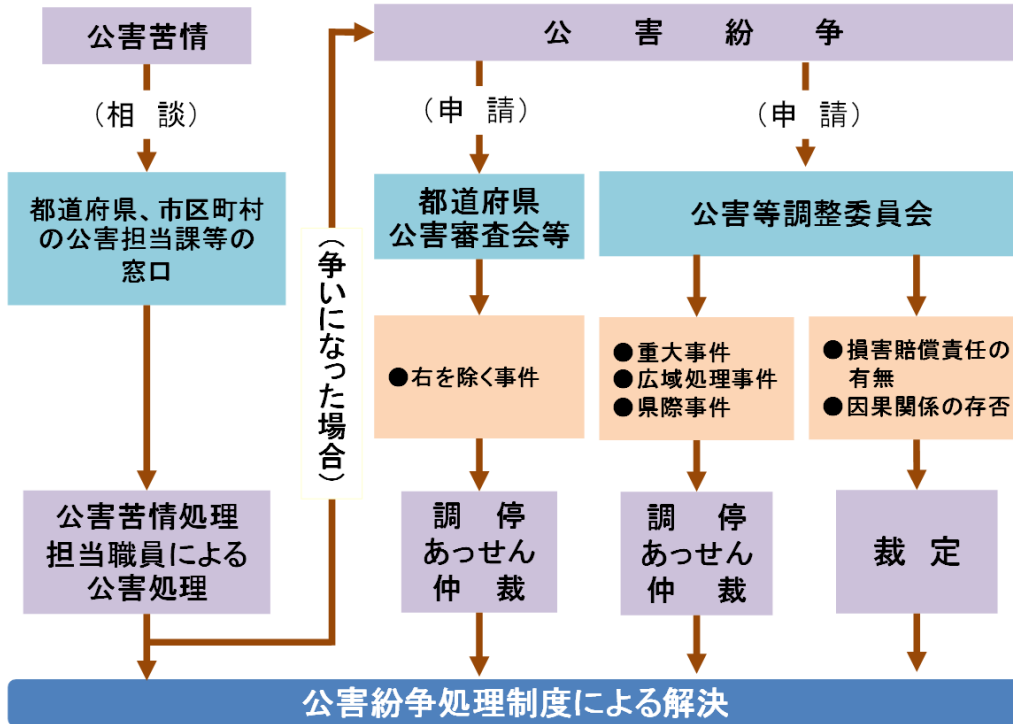
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

3 任務

(1) 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



ア 裁定

<責任裁定>

損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続

<原因裁定>

加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う手続

イ 調停

調停案を提示するなど、双方の互譲による合意を促して、紛争の解決を図る手続

【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

(2) 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

○ 年次報告は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するもの

令和4年度 公害等調整委員会年次報告

目 次

第1章 公害紛争の処理状況	1
1 令和4年度における公害紛争の処理状況	1
(1) 令和4年度に終結した主な事件	1
(2) 係属中の主な事件	2
2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組	9
(1) 近年の特徴	9
(2) 事件処理における取組	9
(3) 周知・広報活動の取組	16
3 都道府県・市区町村との連携	18
(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況	18
(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件	19
(3) 都道府県・市区町村への支援	20
(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況	20
4 公害紛争の処理に係る関係法令の改正等	23
第2章 土地利用の調整の処理状況	24
1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定	24
(1) 令和4年度の処理状況	24
(2) 令和4年度に終結した事件	24
(3) 土地利用の調整の処理に係る関係法令の改正等	25
2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答	26

図表目次

表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和4年度）	4
表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況	8
表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況 （令和4年度）	12
表4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和4年度）	15
表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和4年度）	15
表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況	18
表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件 （令和4年度）	19
図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移	21
図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合 （令和3年度）	21

図 3	地方公共団体における苦情申立てから処理までの期間別典型 7 公害の 直接処理件数の割合（令和 3 年度）……………	22
表 8	鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和 4 年度）…	24

第1章 公害紛争の処理状況

1 令和4年度における公害紛争の処理状況

令和4年度に公害等調整委員会（以下「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された48件（裁定事件47件（責任裁定事件24件、原因裁定事件23件）、調停事件1件）と、4年度に新たに受け付けた24件（裁定事件21件（責任裁定事件9件、原因裁定事件12件）、調停事件2件、義務履行勧告事件1件）の計72件である。このうち、32件が令和4年度中に終結し、残り40件は翌年度に繰り越された（表1・表2）。

新たに受け付けた事件の件数は、令和2年度14件、3年度24件、4年度24件となっている。

なお、これ以外に委員会は、不知火（しらぬい）海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰謝料額等変更申請を処理している。

(1) 令和4年度に終結した主な事件

ア 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

令和元年9月9日、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の32第1項に基づき、水戸地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

原因裁定が求められた嘱託事項は、茨城県住民3人（原告）の所有する建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、建築業者及び建設会社（被告）が行った土地造成工事及び擁壁工事によるものであるかについてである。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するとともに、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和4年11月22日、被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する建物の損傷被害との間に因果関係を認めるとの裁定を行い、本事件は終結した。

イ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人（申請人）から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方（被申請人）として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があった。

- ① 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。
- ② 騒音については以下のとおり。

i 露天風呂からの人の声等、ii 露天風呂のテレビや滝の音、iii 北側室外機の音、iv 入浴施設のBGMや店内放送、v 排水・排気の音、vi 車のアイドリング音、vii 夜間工事の騒音

③ 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和3年9月27日、本事件の関係書類を委員会に送付し、委員会は、同年10月18日に本件を受け付けた。

委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するとともに、7回の調停期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年1月19日の第8回調停期日において、調停が成立し、本事件は終結した。

ウ 宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

令和3年7月26日、宮城県亘理町の住民1人（申請人）から、亘理町を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請人は、被申請人が申請人宅近くに町道を開通させたことによる車両騒音により、偏頭痛を発症し通院を余儀なくされており、また、車両騒音対策として、二重サッシ設置工事を行ったが、完全に防音できず、一部の部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けられない状態が続いているため、被申請人に対し、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠償金156万3616円の支払を求めたものである。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年2月14日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした。同年3月27日、第1回調停期日（ウェブ会議方式）において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

令和4年4月18日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、神戸地方裁判所伊丹支部から、原因裁定をすることの嘱託があった。

原因裁定が求められた嘱託事項は、個人1人（原告）の所有する建物

について、基礎、内壁等に損害が生じたのは、土木工事会社ら（被告）が当該建物の東側隣地において宅地造成工事を実施したことによるものであるかについてである。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

イ 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

令和4年6月28日、東京都など7都府県の住民153人（申請人。「自動車NOx・PM法対策地域」に居住している又はしていた住民で、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）の認定を受けていないもの）から、自動車メーカー7社及び国（代表者環境大臣）を相手方（被申請人。以下、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」、上記国を「被申請人国」という。）として責任裁定を求める申請があった。

申請人らが、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支喘（ぜん）息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹（り）患したのは、被申請人メーカーらが、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造・販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国は自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1億5300万円の支払を求めるものである。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、関係者多数のため、あらかじめ複数回の期日を指定し、大人数収容可能な会場を確保の上、2回の審問期日を開催するなど、計画的に手続を進めている。

ウ 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

令和4年10月28日、横浜市の住民1人（申請人）から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方（被申請人）として、以下の事項を内容とする調停を求める申請があった。

- ① 被申請人は、環境基本法（平成5年法律第91号）等に定める適正な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに実施すること。
- ② 被申請人は、申請人に対し、令和5年1月1日から上記①の対策の実施済みまで、1日当たり金1万円を支払うこと。

委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、手続を進めている。

表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和4年度）

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（2件）	H30.11.1	R 4.6.30 棄却
		R 2.4.3	
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31.1.21	R 4.12.5 棄却
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31.3.11	
	奈良県安堵（あんど）町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件	H31.4.2	R 4.6.28 調停成立
	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	H31.4.2	R 4.6.28 調停成立
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31.4.5	R 4.6.29 棄却
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1.6.3	R 4.11.21 取下げ
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件（2件）	R 1.6.3	
		R 2.9.7	
	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	R 1.9.9	R 4.11.22 因果関係を認める
	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件（4件）	R 1.9.19	R 4.6.23 調停成立
		R 2.2.26	
		R 2.3.12	
		R 2.11.17	
	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 1.12.17	R 4.12.20 調停成立
	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件（2件）	R 2.3.12	R 4.8.29 調停成立
		R 3.4.2	
南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 2.5.21	R 5.2.27 調停成立	
南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害原因裁定申請事件	R 2.5.21	R 5.2.27 調停成立	
浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 2.9.23		
浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	R 2.9.23		

裁 定 事 件	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 1. 6	R 4.10.27 調停成立
	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	R 3. 1.19	
	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 2.22	
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 3.17	
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 3.17	
	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	R 3. 3.29	
	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件（2件）	R 3. 4.26	
		R 4. 2.21	
	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 5. 6	R 5. 1.30 調停成立
	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 5. 6	R 5. 1.30 調停成立
	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 7.26	R 5. 3.27 調停成立
	神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	R 3. 8. 3	
	川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	R 3. 8.11	R 5. 1.12 因果関係を認めない
	銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	R 3. 8.27	
	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	R 3. 9. 6	
	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等原因裁定申請事件	R 3. 9. 6	
	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 9. 8	
	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 9. 8	
	小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 9.14	R 4.12. 6 調停成立
	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	R 3. 9.24	

裁 定 事 件	大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる 財産被害原因裁定嘱託事件（2件）	R 3.10. 7	R 4. 7.28 取下げ
		R 3.11.26	R 5. 2.13 因果関係を 認めない
	札幌市における室外機等からの振動・低周波音に よる健康被害原因裁定申請事件	R 3.11.26	
	大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健 康被害等責任裁定申請事件	R 3.12. 7	
	神奈川県大磯町におけるマンション上階からの 騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 4. 2.22	
	宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による 財産被害原因裁定嘱託事件	R 4. 4.18	
	足立区における菓子製造機械等からの振動・低周 波音による生活環境被害原因裁定申請事件	R 4. 4.26	
	さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・ 低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	R 4. 4.28	
	港区における高層マンション上階からの騒音・振 動による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 5.18	
	越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地 盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	R 4. 5.25	
	周南市における工場からの騒音による健康被害 原因裁定申請事件	R 4. 6.14	R 4. 8. 3 不受理
	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申 請事件	R 4. 6.28	
	西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低 周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申 請事件	R 4. 7.14	
	柏市における家屋からの騒音による健康被害等 責任裁定申請事件	R 4. 8. 1	
	恵那市における鉄工所からの騒音による生活環 境被害責任裁定申請事件	R 4. 8. 4	R 5. 1.27 調停成立
	江東区における工場からの化学物質排出に伴う 大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	R 4. 9.29	
	江東区における工場からの化学物質排出に伴う 大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 4. 9.29	
	松戸市における工場からの騒音による生活環境 被害責任裁定申請事件	R 4.10.18	
	周南市における工場からの騒音による健康被害 原因裁定申請事件	R 4.10.18	R 4.11. 8 不受理

裁定 事 件	足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 11. 4	
	神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 11. 15	
	神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 4. 11. 24	
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 12. 9	R 5. 1. 24 不受理
	熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	R 4. 12. 22	R 5. 2. 7 不受理
	武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 12. 23	
	日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件	R 5. 1. 25	
調 停 事 件	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件	R 3. 10. 18	R 5. 1. 19 調停成立
	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	R 4. 5. 30	R 5. 2. 3 調停成立
	横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件	R 4. 10. 28	
勸告 義務 履行 事件	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勸告申出事件	R 5. 2. 14	
合 計		72件 (24件)	32件

- (注) 1 「合計」の()内の数字は、令和4年度中に受け付けた事件数で、内数である。
2 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、昨年度から繰り越された慰謝料額等変更申請1件が終結し、新たに受け付けた2件が係属している。

表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	調停			裁定			その他			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和 45～63	631	618	13	19(4)	19(4)	0	2	1	1		652	638	14
平成元	11	18	6	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	5	16	2	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	3	1	4	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	10	5	9	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	2	4	7	2	0	7	1	1	0	19	5	5	14
7	2	2	7	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	4	4	7	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	1	2	6	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	1	1	6	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	1	1	6	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	2	5	3	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	3	3	3	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	2	1	4	4(2)	5(1)	5(2)	1	0	1	16	7	6	10
15	2	2	4	8(4)	4(1)	9(5)	1	2	0	21	11	8	13
16	0	2	2	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	1	2	1	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	1	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	1	1	1	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	1	1	1	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	1	0	2	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	3	4	1	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	5	5	1	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	5	3	3	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	5	6	2	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	2	2	2	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	1	0	3	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	4	6	1	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	1	0	2	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	2	2	2	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	1	1	2	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	2	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
3	1	2	1	23(16)	10(7)	47(23)	0	0	0	60	24	12	48
4	2	2	1	21(12)	30(15)	38(20)	1	0	1	72	24	32	40
計	737	736		376 (157)	338 (137)		12	11			1,125	1,085	

- (注) 1 「その他」にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和4年度までに573件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、飲食店等の事業施設の運営や老朽建物の建替・宅地造成工事等に起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音、悪臭、振動など身近な生活環境被害を訴える事件が目立つ傾向にある。これは、住宅と事業活動の行われる場所とが近接した環境にあることなどによるものと考えられる。

イ 裁定事件の割合が高い

平成21年度以降、裁定事件の受付件数はおおむね20件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっている（表2）。令和4年度に委員会に係属した事件は72件で、うち68件（約9割）が裁定事件となっている。

ウ 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和4年度は、近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が最も高くなっており、委員会においては係属事件に占める騒音事件の割合が約6割、受付事件に占める騒音事件の割合が約7割となっている。

エ 原因裁定嘱託事件数の増加

令和4年度は、裁判所に対し、原因裁定嘱託制度の活用について通知文を発出するなど、制度の周知に取り組んでおり（後述(3)イ）、これまでに14件の原因裁定嘱託事件を受け付けた（令和4年度の受付件数は1件）。

(2) 事件処理における取組

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2

年としている。

イ 専門的知見の活用及び現地調査等の充実

因果関係等の解明が困難な紛争については、専門委員に調査を行わせるなど専門的な知見を活用すること、国費により現地調査等を実施すること等により、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係等を委員会が明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

このような専門的知見の活用及び現地調査等の充実は、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長である。令和4年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の任命（表3）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査等（表4）を行った。

ウ 現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、令和4年度は、現地期日を7回開催した（表5）。

エ 電話会議・ウェブ会議方式による進行協議期日・調停期日の開催

進行協議期日及び調停期日について、相当と認めるときは、電話会議又はウェブ会議方式によって期日を開催し、当事者の更なる負担軽減を図った。

オ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行う本人申請がしばしば見られる。このような場合に、公害相談窓口等において、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得て、本人申請の場合も円滑に手続が進行するように努めている。令和4年度において委員会に係属した公害紛争処理事件67件（原因裁定嘱託事件5件を除いた数）のうち、本人申請は41件である。

カ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付することができる（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

令和4年度に終結した裁定事件（30件）のうち、17件が調停に付された。

キ 公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の改正により、平成28年1月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況（令和4年度）

	事 件 名	専 門 委員数	専門分野等
裁 定 事 件	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	大気汚染、悪臭の評価と制御
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	音響工学
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動等
	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	臭気対策
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	2人	森林の樹木の生理状態及び微生物の生態を指標とした環境ストレスの評価に関する研究
			気象モデリング、大気質モデリング、流体力学
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壤汚染による財産被害等責任裁定申請事件	2人	土壤汚染の効率的な評価・浄化、化学物質の環境安全管理
			森林の樹木の生理状態及び微生物の生態を指標とした環境ストレスの評価に関する研究
	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	1人	地盤工学（土質力学全般、不飽和土、地盤の液状化）、防災工学（主に宅地防災）
	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	2人	病原真菌の分類・同定とその応用に関する研究
			衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	1人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動	
草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術	
南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）	

裁 定 事 件	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動
	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	2人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
			衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	1人	衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件	2人	大気汚染、悪臭の評価と制御
			聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	音響工学
	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	1人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	廃棄物の建設資材等へのリサイクル、環境安全品質評価
	川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	1人	音響技術、騒音制御
	銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学	
品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	音響工学	
小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術	

裁定 事 件	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	1人	建築環境工学・音環境、建築音響、騒音制御
	大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件	1人	腐食科学、腐食・防食
	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	音響技術、騒音制御
	大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	2人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
			大気汚染、悪臭の評価と制御
	神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	1人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件	1人	地盤工学
	足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件	1人	音響工学
	さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）
	港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	1人	地盤工学（土質力学全般、不飽和土、地盤の液状化）、防災工学（主に宅地防災）
	柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
恵那市における鉄工所からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術	
調停 事 件	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	2人	臨床神経学、アルツハイマー型認知症、神経変性疾患、神経免疫疾患
脳神経内科学、臨床検査医学、アミロイドーシス			

表4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和4年度）

事 件 名	実施年月	備考
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件（慰謝料額等変更申請も含む。）	令和4年5月 令和4年11月	現地調査
新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	令和4年5月	委託調査
燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	令和4年7月	委託調査
大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件	令和4年7月	委託調査
丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件	令和4年8月	委託調査
名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	令和5年3月	現地調査

(注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。
2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該委託調査に係る契約の年月を記載している。

表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和4年度）

開催年月	場所	事 件 名	備考
令和4年6月	福岡県 福岡市	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	第1回審問期日
令和4年6月	熊本県 上益城郡 益城町	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	第1回審問期日
令和4年6月	京都府 京都市	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害職権調停事件	第1回調停期日
令和4年10月	福岡県 福岡市	福岡市における工場等からの騒音による健康被害職権調停事件	第1回調停期日
令和5年1月	北海道 札幌市	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件	第1回調停期日
令和5年2月	福岡県 福岡市	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	第1回調停期日
令和5年2月	長崎県 大村市	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害職権調停事件	第1回調停期日

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、令和4年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページ及び令和4年4月に開設した公害等調整委員会公式ツイッターアカウントで発信するとともに、広報誌「総務省」を活用し、同年9月号で公害苦情相談を、5年3月号では令和3年度公害苦情調査結果の概要を紹介した。また、令和4年7月に委員会が設立50周年を迎えたことから、同年4月に委員会ホームページに50周年記念特設サイトを開設するなど、委員会のこれまでの取組や公害紛争処理制度等の紹介を行ったほか、同年5月に「公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム」を開催し、インターネットにより動画を配信した。さらに、同年5月には、公害相談窓口の周知のため、政府広報と連携し、インターネット広告を実施した。加えて、総務省業務案内パンフレットで委員会の概要を紹介した。

イ 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を囑託することができる旨を通知するなど制度の認知度向上に努めた。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、日本弁護士連合会、都道府県の弁護士会、司法研修所、法科大学院等を対象に、公害紛争処理制度の周知に努めるとともに、公害紛争事件の効果的な解決策に関して意見交換を行った。上記のような法曹関係者への周知の取組については、機関誌「ちょうせい」（後述オ）にも掲載し、更なる周知を目指した。

ウ 総務省行政相談センターへの周知

国の行政に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあつせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。また、公害に関する行政相談についての円滑な解決に資するため、新たに、令和4年10月の行政相談週間に合わせ、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。）に公害紛争処理制度等を紹介したリーフレットを配布し、住民に対する広報コーナーへの備付けや公害苦情相談者への説明の際の活用を依頼した。

エ 市区町村の公害苦情処理担当者への周知

都道府県等による市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会に、公害苦情相談アドバイザー等を講師として派遣しており、令和4年度は8府県の研修会において公害紛争処理制度等の周知及び公害苦情相談員等に対する技術支援を行った。

オ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を令和4年5月、8月、11月及び5年2月に発行した。各号作成時にホームページに掲載するとともに、発行の機を捉え、各都道府県の担当者等に周知した。

カ 公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」を設け、電話や電子メールによる相談業務を行った。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図った。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。審査会等は、域内で発生した事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する^{※1}。令和4年度は69件の事件が係属し、31件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）^{※2}。

表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分 年度	受付件数			終結件数					年度末 係属 件数
	合計	調停	その他	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和 45～63	432	391	41	393	226	116	45	6	39 ※昭和63 年度末
平成元	36	36	0	25	13	6	4	2	50
2	57	57	0	40	9	23	5	3	67
3	43	43	0	43	15	20	8	0	67
4	51	51	0	36	7	22	6	1	82
5	44	44	0	53	24	22	5	2	73
6	32	30	2	52	16	28	4	4	53
7	39	39	0	41	16	19	6	0	51
8	43	42	1	36	9	24	1	2	58
9	51	49	2	40	14	18	6	2	69
10	39	38	1	45	22	17	5	1	63
11	26	25	1	36	10	24	2	0	53
12	31	30	1	35	13	16	5	1	49
13	31	30	1	28	9	18	0	1	52
14	30	30	0	35	15	15	4	1	47
15	33	33	0	34	15	18	0	1	46
16	41	40	1	45	18	22	5	0	42
17	36	36	0	31	11	17	3	0	47
18	32	30	2	35	13	19	2	1	44
19	42	42	0	39	11	19	9	0	47
20	37	36	1	39	15	17	7	0	45
21	42	42	0	48	23	16	9	0	39
22	29	29	0	35	8	23	3	1	33
23	36	36	0	34	13	18	3	0	35
24	35	35	0	37	11	21	4	1	33
25	39	39	0	30	4	23	2	1	42
26	40	39	1	42	13	24	5	0	40
27	47	47	0	43	16	23	3	1	44
28	51	51	0	56	20	27	8	1	39
29	41	41	0	43	16	24	2	1	37
30	38	38	0	43	9	27	7	0	32
令和元	45	45	0	34	11	15	8	0	43
2	40	40	0	38	8	22	8	0	45
3	32	32	0	37	8	23	5	1	40
4	29	29	0	31	7	19	5	0	38
計	1,750	1,695	55	1,712	668	805	204	35	

（注）「その他」（受付件数）にはあっせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

※1 委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第24条第1項）とともに、専属で裁定を行う（同法第42条の12及び第42条の27）こととされている。

※2 令和3年度の終結件数（打切り）を同年度報告書の22件から23件に更新し、これに伴い、同年度の終結件数（合計）及び年度末係属件数を併せて更新している。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

令和4年度に委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後、に裁定の申請がなされたものは、16件となっている（表7）。

表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件（令和4年度）

都道府県 公害審査会等	事 件 名	受付 年月日	終結 年月日
熊本県 公害審査会	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（2件）	H30.11.1	R 4. 6.30
		R 2. 4. 3	
福岡県 公害審査会	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	R 4. 6.29
埼玉県 公害審査会	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	R 4.11.21
福岡県 公害審査会	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 1. 6	R 4.10.27
愛知県 公害審査会	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 2.22	
熊本県 公害審査会	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 3.17	
熊本県 公害審査会	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 3.17	
兵庫県 公害審査会	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件（2件）	R 3. 4.26	
		R 4. 2.21	
北海道 公害審査会	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 5. 6	R 5. 1.30
北海道 公害審査会	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 5. 6	R 5. 1.30
北海道 公害審査会	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3.11.26	
千葉県 公害審査会	松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	R 4.10.18	
東京都 公害審査会	足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 4.11. 4	
神奈川県 公害審査会	神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 4.11.15	

(3) 都道府県・市区町村への支援

都道府県・市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応しており、委員会と都道府県・市区町村とが、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために欠かすことのできない取組である。委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、次のとおり、相互の連携を図っている。

- ① 審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（令和4年度は、5月19日に第52回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、審査会等の事件処理等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し（令和4年度は、10月下旬から11月下旬にかけて、現地又はウェブ会議にて第53回会議を開催）、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し（令和4年度は、10月下旬から11月下旬にかけて、現地又はウェブ会議にて第47回会議を開催）、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報・意見交換を行っている。

(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況

令和3年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情受付件数は73,739件であり、前年度に比べ減少となった（図1）。このうち典型7公害の公害苦情受付件数は51,395件であり、内訳をみると、「騒音」が18,755件（典型7公害の公害苦情受付件数の36.5%）と最も多く、次いで「大気汚染」が14,384件（同28.0%）、「悪臭」が10,387件（同20.2%）となっている（図2）。

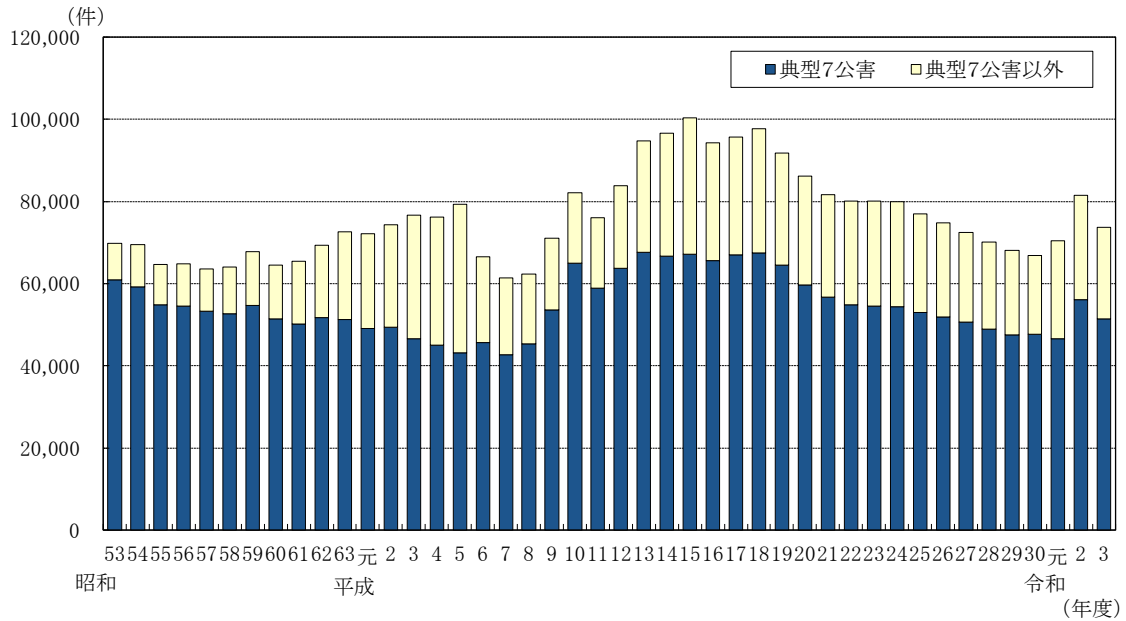
前年度からの繰越しを含めた公害苦情取扱件数は79,371件であり、このうち令和3年度内に直接処理^{※3}が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は66,341件（公害苦情取扱件数の83.6%）となっている。

公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされるところであるが、典型7公害の直接処理件数である46,577件（直接処理件数の70.2%）について苦情申立てから処理までの期間をみると、「1週間以内」が30,872件（典型7公害の直接処理件数の66.3%）、「1週間超～1か月以内」が3,785件（同8.1%）となっており（図3）、地方

^{※3} 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

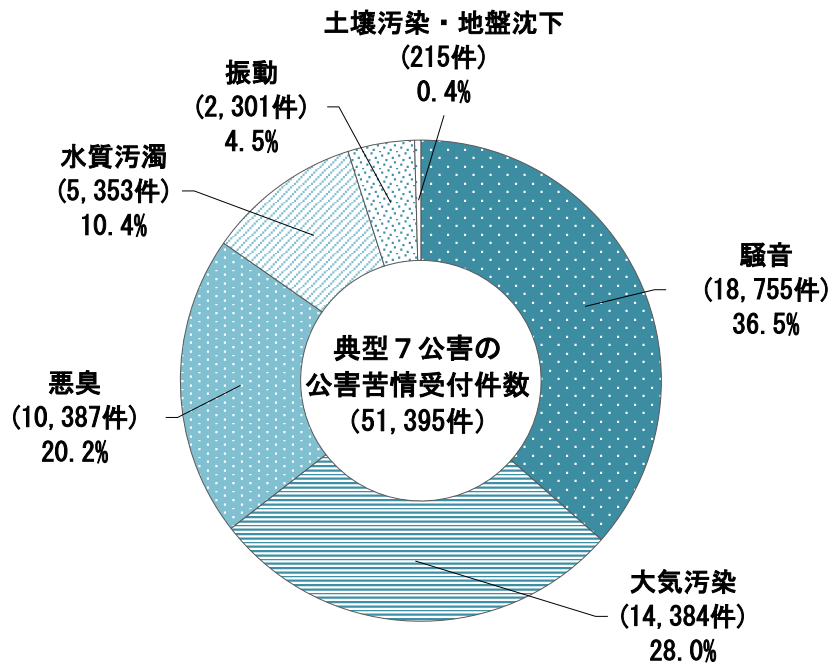
公共団体において迅速な処理に努めている。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



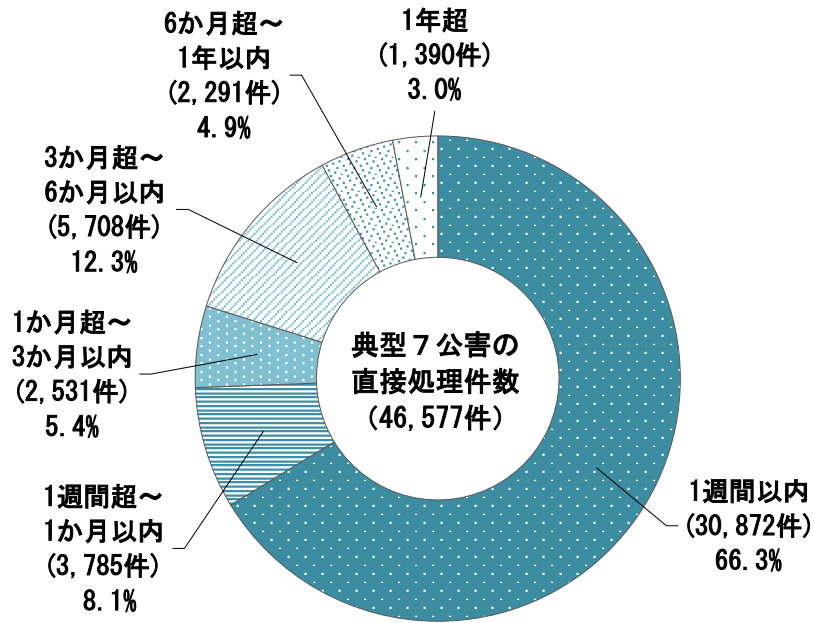
(注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「令和3年度公害苦情調査」

図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合（令和3年度）



「令和3年度公害苦情調査」を基に作成

図3 地方公共団体における苦情申立てから処理までの
期間別典型7公害の直接処理件数の割合（令和3年度）



「令和3年度公害苦情調査」を基に作成

4 公害紛争の処理に係る関係法令の改正等

公害紛争の処理手続等に関する規則においては、平成28年1月から一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにしていたところ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現する」こととされたことを踏まえ、電子メールを用いて提出することができる書面の範囲の拡大等をするため、「公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」（令和5年公害等調整委員会規則第1号）及び「公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則」（令和5年公害等調整委員会規則第3号）が令和5年3月31日に公布された。

第 2 章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 令和 4 年度の処理状況

令和 4 年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された 2 件であり、4 年度中に終結した（表 8）。

表 8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和 4 年度）

事 件 名	受付年月日	終結年月日
山形県飽海（あくみ）郡遊佐町吉出字臂曲（ひじまがり）地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H30. 9. 21	R 4. 6. 23 棄却
沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件	R 3. 8. 6	R 5. 1. 6 取下げ
合 計	2 件	2 件

(2) 令和 4 年度に終結した事件

ア 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からなされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで、不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

平成30年9月21日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑（かんがい）用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」（平成25年遊佐町条例第27号）において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任するとともに、9回の審理期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和4年6月23日、申請人の請求を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、本裁定に対しては、申請人（原告）から東京高等裁判所に対し、本裁定の取消しを求める訴えが提起されていたところ、東京高等裁判所は、令和5年3月23日、原告の請求を棄却するとの判決を言い渡し、その後当該判決は確定した。

イ 沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

沖縄県知事（処分庁）は、申請人がした自然公園法（昭和32年法律第161号）第33条第1項に基づく掘採行為に係る届出に対し、令和3年5月14日付けで、同条第2項に基づく処分（措置命令）を行った。

(イ) 申請の概要

令和3年8月6日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人が自然公園法第33条第1項に基づき届け出た沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園の普通地域）地内での掘採行為の届出に対して、戦跡公園の風景の保全等の必要があるとして、同条第2項に基づき四つの措置の実施を命じたが、かかる処分は、同項の「当該公園の風景を保護するために必要があると認めるとき」に該当せず、違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審理期日を開催するなど、手続を進めたが、令和5年1月6日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

(3) 土地利用の調整の処理に係る関係法令の改正等

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現する」こととされたことを踏まえ、書面の電子メール等を用いた提出等を可能とするため、「公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」及び「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和5年公害等調整委員会規則第2号）が令和5年3月31日に公布された。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答

令和4年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答は、前年度から繰り越された7件と4年度に新たに受け付けた7件の計14件である。このうち、11件が令和4年度中に処理され、残りの3件は翌年度に繰り越された。

○ リサイクル適性の表示

この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。